

## タイにおける税務の基礎知識 第3回

今回はタイに進出をされる企業のうち、BOI(Board of Investment:タイ国 投資委員会)の承認を受ける企業とそうでない企業の、設立時及び税法上の取り扱い等の差異について簡単にご紹介いたします。タイにおいて会社を設立する場合、民商法典、外国人事業法に基づいて設立する方法とBOI認定によって設立する場合の大きく2つの方法があります。このうちBOI認定を受けて設立する場合には、100%独資による設立が可能であるのに加え、次のような税務上の恩恵措置が用意されています。

BOI企業	項目	非BOI企業
<p>1. タイ国民商法典、投資奨励法、外国人事業法</p> <p>2. タイ投資委員会(通称、BOI)、タイ国商務省事業開発局(通称、DBD)</p> <p>BOIによる事業認可の制度があるのは、国策として外資を誘致する目的において、投資奨励法を立法し、これを他の法令に優先して適用することにより、各法令を縦断した特別の取り扱いがなされています。</p>	<p>会社の設立に関する一般知識</p> <p>1. 設立根拠法 タイ国民商法典:タイにおける基本法 外国人事業法:外資による投資規制 投資奨励法:外資誘致のため立法された特別法</p> <p>1. 認証機関 商務省事業開発局(BDB) 投資委員会(BOI)</p> <p>BOIは位置づけとして、タイ内閣の直轄の組織であり、首相が委員長を務める委員会</p>	<p>1. タイ国民商法典、外国人事業法</p> <p>2. タイ国商務省事業開発局(DBD)</p> <p>非BOI企業も、現地法人の設立根拠法は、タイ国民商法典、外国人事業法となります。BOI企業との大きな違いは、タイ国民商法典に従い設立され、実際に事業内容によって外国人事業法に基づいて外資規制を受ける業種があります。外国人事業法の規制を受け、100%独資での設立は非常に難しく、外資規制される事業への参入は基本的51%以上のタイ資本が求められます。</p>
<p>1. 法人税の免除 ○ 最長8年</p> <p>2. 法人税の減免 ○ 最長5年</p> <p>3. 欠損金の繰越 ○ 最長5年(免税期間終了後5年以内)</p> <p>4. 関税法上の優遇措置 ○ 機械設備の関税減免 輸出製品用原材料の輸入関税免税 国内製品用原材料の輸入関税減免</p> <p>5. その他 BOI企業の場合、投資規模の条件、BOI承認後のISO取得等、いくつかの適用条件があるので注意が必要です。</p>	<p>税制上の取り扱い</p> <p>税制上の主な特典として認められている項目は以下の通りとなります。これらの項目は、非BOI企業にも制度としては認められているものもありますが、その適用期間が異なるので注意が必要となります。</p> <p>1. 法人税の免除</p> <p>2. 法人税の減免</p> <p>3. 欠損金の繰越期間</p> <p>4. 関税法上の優遇措置</p> <p>5. その他</p>	<p>1. 法人税の免除 X</p> <p>2. 法人税の減免 X</p> <p>3. 欠損金の繰越 ○ 5年間(損失発生事業年度の翌年以降)</p> <p>4. 関税法上の優遇措置 X</p> <p>5. その他 X</p>

現在、BOIにおいては、BOI企業に対する特典の付与について、現行のゾーン別(投資奨励地域別)恩恵措置の付与から、タイ国内産業の高度化に寄与する産業分野に絞り込んで恩恵措置を付与する制度への見直しを検討しており、タイ投資の際の投資形態に大きく影響を与えることが推測されます。

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社の顧問弁護士、顧問会計士等の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail;s.uehara@xat.asia まで。